平成２４年（フ）第２６５号
住民票上の住所愛知県稲沢市祖父江町神明津北下縄48番地７
債務者　松本　尚紀
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７８号
愛知県春日井市高森台７丁目１番地１　県営東高森台住宅305号棟201号室
債務者　高橋　善明
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３２号
名古屋市西区又穂町２丁目１番地　又穂団地２号棟605号
債務者　松嶋　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５６号
名古屋市天白区久方１丁目153番地　相生山団地47号棟202号室
債務者　牧　志のぶ
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８５８号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ71―201号
債務者　片山　良枝
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５８４号
大阪市北区長柄西１丁目１番34号　更生相談所一時保護所、住民票上の住所大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　山内　泰治
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７４５号
大阪府茨木市鮎川４丁目19番７号
債務者　田中としみ
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８３８号
大阪府枚方市西船橋２丁目59番20―208号
債務者　平岡　裕二
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３３号
大阪市天王寺区寺田町２丁目７番17―22号、住民票上の住所大阪市生野区勝山南２丁目８番20号
債務者　中田　千春（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６０号
大阪府寝屋川市点野５丁目23番６号
債務者　三山　晶子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６０号
大阪府吹田市千里山東４丁目12番２号
債務者　弘田眞智子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８６号
大阪市東淀川区菅原７丁目４番11号　稲之荘マンション102号
債務者　太田　保行
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８７０号
大阪府豊中市名神口３丁目９番５―402号
債務者　山根　高志
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６１号
大阪市東住吉区今川４丁目４番14号　レオパレス21プレミール今川103号
債務者　山本　孝行
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９８４号
大阪市福島区吉野５丁目14番12―808号
債務者　小川　和也
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１００１号
大阪府東大阪市長堂３丁目21番29号
債務者　福岡由香里（旧姓今宮）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１７号
大阪市中央区谷町６丁目４番34―102号
債務者　松浦　一夫
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部